平成 30 年度第3回仙台市障害者自立支援協	議会
------------------------	----

平成 31 年3月 13 日

資料3

障害者相談支援体制整備について

1 今年度の取組み方針

第1回仙台市障害者自立支援協議会(以下,市協議会という)において,今年度の取組みとして,報告書「今後の障害者相談支援体制のあり方について(以下,報告書という)」で示された内容を企画・実施していくこととした。

(1)計画相談支援の拡充

指定特定相談支援事業者の拡大に向けた方策を検討の上、段階的な事業者増加に向けた 取組みや、各事務作業の効率化に向けた取組みを行う。

※ここで言う「計画相談支援」と「指定特定相談支援事業者」は、「障害児相談支援」と「指 定障害児相談支援事業者」を含むものとする。

(2) 障害者相談支援の流れの整理

① 重点的に関わる対象者の規定と共通理解

従来の仕組みでは支援を受けられない可能性のある障害者に対しても相談支援を提供するため、対象者像を具体的に規定し、障害者相談支援関係者や他領域の相談支援機関なども含めて共通理解を図る。

② 区障害者自立支援協議会(以下,区協議会という)を活用した支援方針の共有

重点的に関わる対象者に係るニーズや見立ての整理, 当事者視点からの生活理解など について, 協働でレビューや事例検討を行い, 進捗を管理する機能のあり方についてま とめる。

③ (仮称) 基幹相談支援センター設置に向けた具体的な検討

他都市の基幹相談支援センターの設置状況等を調査し、報告書に示された内容との整合を図り、事業スキームについて検討し、方向性を示す。

2 計画相談支援の拡充について

今年度は、指定特定相談支援事業者の拡大に向けた方策を検討のうえ、事業者数増加に 向けた取組みや、各種事務作業の効率化等に向けた取組みを段階的に行うこととした。現 状把握や共有のために行った「指定特定相談支援事業者への聞き取り」や「第1回地域部 会での協議」等をもとに、計画相談支援に関する課題及び当面の取組みについて整理し、 下記のとおり取り組んだ。

(1) 今年度の取組み状況

指定特定相談支援事業者 14 事業者から運営上の課題や工夫等を聞き取った結果,「いわゆる『一人事業所』の場合,事業所内で相談しあうことが難しい場合が多いため,事業所を超えて相談できる人・機関やネットワークを持ち,孤立を防いでいる。」や,「事業運営

の工夫(効率化等)により、なんとか収支の均衡がとれる報酬単価である。そのため、いわゆる『赤字経営』の事業者もいるが、法人として本事業の必要性を認識し、継続している。」、「度重なる制度改正や報酬体系が複雑であるため、請求可能なものが分かりにくい。」ことなどが、改めて明らかになった。これらの聞き取り結果を踏まえ、②「計画相談支援運営ガイドブック」の作成及び、③「(仮)計画相談支援実務研修」の企画等を行うこととした。

① 指定特定相談支援事業者の新設・増設に係る説明会の実施

- ・7月18日開催,19団体参加。指定済 3団体,申請検討中 2団体
- ② 計画相談支援に係る事務効率化や平準化に資する「計画相談支援運営ガイドブック」 の作成
 - ・現在作成中であり、今年度末までに完成予定である。なお、本ガイドブックは、下記 「(仮)計画相談支援実務研修」及び、新規事業者開拓の際などに活用する予定である。
- ③ 「(仮) 計画相談支援実務研修」の企画及び実施
- ④ 計画相談支援を導入する際の,優先すべき対象者像の整理
 - 検討中。

(2) 計画相談支援の実施状況

平成 29 年度末と比較し、委託相談支援事業所を除いた指定特定相談支援事業者数はほぼ 横ばいであるが、常勤換算相談支援専門員数は 6.02 人増となり、複数の相談支援専門員を配置するなどの条件のある特定事業所加算 (IV) を取得した事業者が 4 事業者であった。(平成 31 年 1 月末現在)

一方, 平成 31 年 1 月末現在のサービス等利用計画作成の対象となる障害者は 9,824 名であり, そのうち事業者によるサービス等利用計画作成済者数は 4,451 名 (作成率 48.1%)である。事業者作成の 4,451 名のうち, 委託相談支援事業所を除いた指定特定相談支援事業者による作成済者数は, 2,711 名である。(図1)

指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画等の作成状況を見ると、事業者によるばらつきが非常に大きく、全体でみると担当ケース数は横ばいだが、1月あたりの国保連請求数は増加傾向である。(表1)

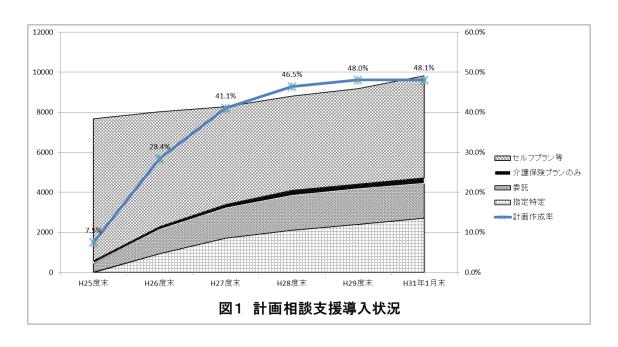


表1 指定特定相談支援事業者(委託相談支援事業所を除く)の実績

	平成 29 年度末	平成31年1月末
指定特定相談支援事業者数【事業所】	44	43
サービス等利用計画作成者数【人】	2,401	2,711
相談支援専門員数(常勤換算)【人】	46.66	52.68
相談支援専門員(常勤換算) 1名あたりの		
担当ケース数【人】	51.46	51.46
1月あたりの国保連請求数【件】	9.1	10.8

3 障害者相談支援の流れの整理

(1) 重点的に関わる対象者の規定と共通理解

各区障害高齢課ケースレビュー等から把握したケースや支援の実際から、「組織内での効果的なケースレビューのあり方の検討」及び「『支援の必要度』に応じた重点的に関わる対象者の明確化」を行い、区障害高齢課・総合支所保健福祉課における「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」(参考資料2)をまとめた。加えて、委託相談支援事業所職員を対象としたケース管理のあり方を共有する会(3/7)を開催し、考え方の共有や的確な実践の汎化を図った。

(2) 区障害者自立支援協議会を活用した支援方針の共有

今後整備していく地域生活支援拠点や(仮称)基幹相談支援センターが既存の体制下に 組み込まれ有機的に連携していくため、区協議会では、多機関協働による的確なケースレ ビューや支援の進捗管理など、これまで以上にその役割を発揮することが求められており、

(3)(仮称)基幹相談支援センター設置に向けた具体的な検討

① 他都市調査

6~7月,先進地視察(4都市;2政令市,2中核市)を行った。他都市の設置状況, 取組みや課題等を整理すると、以下の三点が明らかとなった。

- ・基幹相談支援センターは、直接支援を行うケースは困難ケースなどに限り、それ以外 は後方支援(ケースレビューやケース検討などの活用)とすることで、相談支援従事 者に対する助言や人材育成の役割を担うことが可能となる。
- ・基幹相談支援センターに求められる機能を遂行するためには、障害者相談支援分野の 実践に長けている複数の職種の職員を配置する必要がある。
- ・基幹相談支援センター職員と相談支援従事者が直接関わる機会を定期的に持つことで、 常に支援のあり方を話し合い、価値を共有・継承することが可能となる。

② (仮称) 基幹相談支援センターに求められる機能や体制

他都市調査及び本市の相談支援体制の状況を踏まえ、本市における(仮称)基幹相談 支援センターに求められる機能や体制を、以下のとおり整理する。

- ・(仮称) 基幹相談支援センターは、原則、一次相談は受けず、困難ケースの協働支援を 除き、後方支援を主とする。具体的には、実践場面を共有してのスーパービジョンを 通じ、支援者支援を行うことで、対象者のニーズに応じた生活支援を可能とする。
- ・後方支援について、困難ケースとそれに対応する支援チームの状況を継続的に把握していくことにより、必要に応じてチームに加わるなどの対応がとれる体制を用意する。
- ・人材育成について、重点的に関わるべき対象者はどのようなケースか、またどのような支援哲学に基づき実践していくのかについて絶えず立ち戻り共有できるよう、OJTと off-JT を組みあわせた研修を企画実施していく。
- ・人員体制について、障害者相談支援に長けた複数職種の職員により構成する。

4 平成31年度の取組みの方向性(案)

(1)計画相談支援の拡充

今年度は、既存の指定特定相談支援事業者への聞き取り等を通して、指定特定相談支援 事業者の実態を把握し、課題の整理及び計画相談支援の拡充に向けたツールとしての「計 画相談支援運営ガイドブック」を作成している。平成31年度は今年度の取組みの方向性を 継続することを基本とし、主な取組みは以下の三点とする。

数値目標としては、今年度比で相談支援専門員(常勤換算)を10人増、常勤換算相談支援専門員1人あたりの国保連請求件数を15件/月とする。

① 相談支援専門員数の増加に向けた方策

- ・これまであまり参入していない分野(高齢,医療など)の事業者も含めて,新規指定 の検討に資する説明等を行うため,個別に打診していく。
- ・既存の指定特定相談支援事業者に対して,複数の相談支援専門員配置に向けて働きかける。

② 指定特定相談支援事業者の育成・支援

- ・「計画相談支援運営ガイドブック」を活用した「(仮) 計画相談支援実務研修」を行い、 事務効率化や、支援の質の向上を図るとともに、相談支援専門員同士の情報交換の場 となるような構成とする。
- ・平成31年度は指定特定相談支援事業者等の意見を聞きながら、試行的に実施する。
- ・平成32年度の本格実施に向け、評価・研修部会の中で、障害者ケアマネジメント従事者養成研修との接合について検討し、実施のあり方について整理する。

③ 優先すべき対象者像の整理

・各区障害高齢課・総合支所保健福祉課等における受付状況を調査し,実行可能性を含め,検討していく。

(2) 障害者相談支援の流れの整理

相談支援の流れ,重層的な支援体制のあり方の整理等を行うことと並行し,平成 32 年度中の設置を目指す(仮称)基幹相談支援センターの具体的な動き方等の検討や,設置に向けた準備を進めることとする。

① 重点的に関わる対象者への支援がこぼれ落ちないようにするための仕組みづくり

- ・今年度まとめた「障害者総合相談ケースレビュー実施にあたり、考慮すべき事項」について、レビューへの参加等により、相談支援機関との共有を進め、組織内での支援 方針の検討や支援経過の管理に活用できるようにする。
- ・上記の考え方に基づき、組織を超えたケースレビューが行えるよう、(仮称) 基幹相談 支援センター職員が区障害者自立支援協議会のケースレビュー等に参加・助言及び、 困難(となっている)ケースについては直接支援に参画(=スーパービジョン)する ための仕組みを検討する。これらの取組み結果を基に、全市統一的な運用指針を策定 する。

② 重点的に関わる対象者に対するチームアプローチのあり方の整理

・区障害高齢課や委託相談支援事業所等における「重点的に関わる対象者」への対応状況及びその課題の把握・分析を行う。分析結果を踏まえ、チームアプローチに必要な体制(たとえば、チームによる意思決定、多機関協働によるチーム編成、情報共有、支援の進捗管理のあり方等)を整理する。

・支援実践を踏まえ整理した結果について、協働支援に関する指針を策定する。

③ (仮称) 基幹相談支援センターが担うスーパービジョンのあり方の検討

・上記②で行う「重点的に関わる対象者」への対応状況の分析を踏まえ、現状に即した スーパービジョンのあり方について、支援者支援を通して検討する。その結果から、(仮 称) 基幹相談支援センター職員の役割や機能を整理する。

④ 相談支援従事者の人材育成に資する研修体系の再検討及び実施

・評価・研修部会にて、検討することとする。(資料2参照)